

生活困窮者自立支援法等改正の施行について

令和7年3月12日

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室長 南 孝徳

居住支援の強化（現状・課題）

目指す姿

高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者が地域で安心して生活できるよう、国土交通省等と連携し、賃貸人（大家）が賃貸住宅を提供しやすい市場環境を整備するとともに、相談からの切れ目のない支援体制の構築を図る。

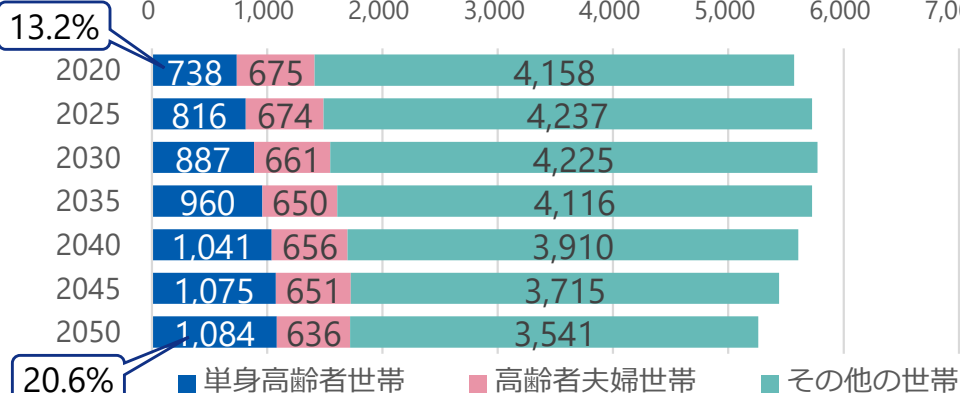
- 単身高齢者世帯の更なる増加、持ち家比率の低下等、住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定される。
- 一方で民間賃貸住宅の空き家は増加傾向。民間ストックは単身世帯向けの比較的小さいものが多い。

【参考】経済財政運営と改革の基本方針2023 第2章 4. 包摂社会の実現（共生・共助社会づくり）

人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な共生社会づくりを推進する。このため、重層的支援体制整備事業について、実施市町村の拡充を図るとともに、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度について就労、家計改善、住まいの支援などの強化等の検討を行う。また、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーの取組の推進のほか、生活困窮者自立支援制度、住宅セーフティネット制度等の住まい支援の強化を図るとともに、入居後の総合的な生活支援を含めて、住まい支援を必要とする者のニーズ等を踏まえ必要な制度的対応等を検討する。

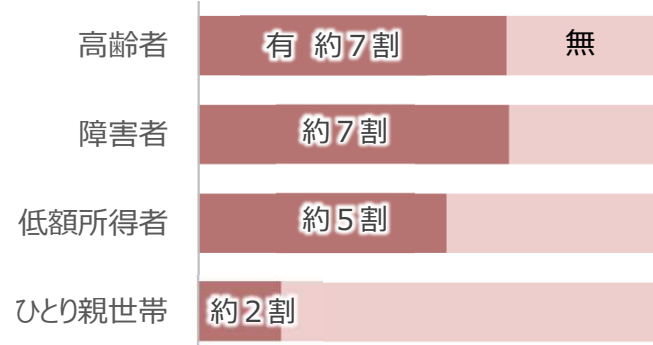
単身高齢者世帯数の推移

(万世帯)



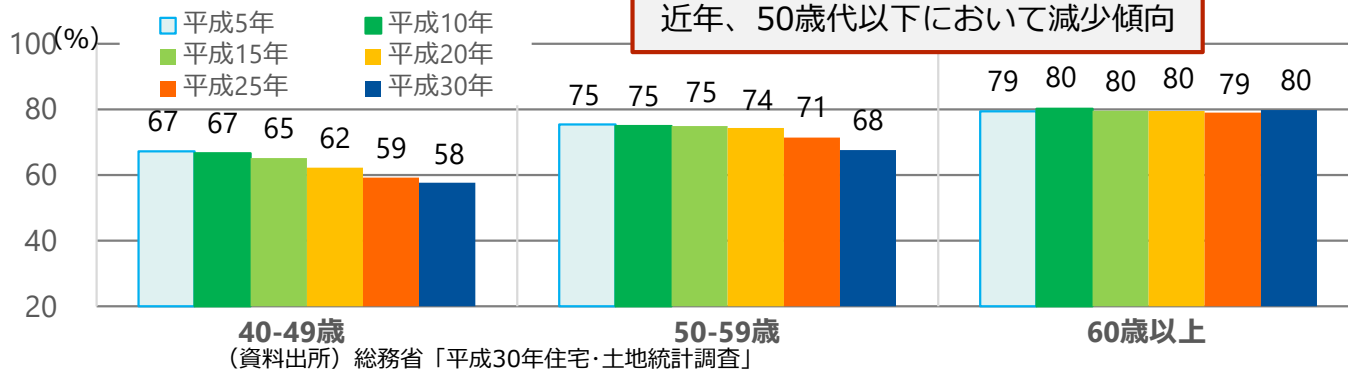
(資料出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(令和6年推計)

住宅確保要配慮者の入居に対する大家の入居拒否感の有無



(資料出所) 令和3年度国土交通省調査※(公財)日本賃貸住宅管理協会の賃貸住宅管理業に携わる会員を対象にアンケート調査を実施(回答者数:187団体)

年代別持家率の推移



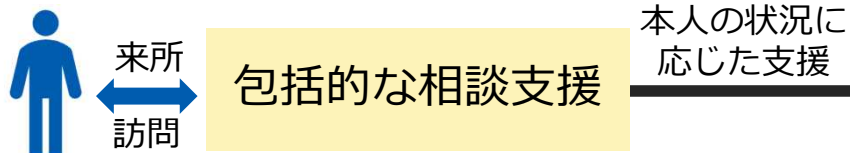
空き家数（平成30年）

空き家全体	約849万戸
うち賃貸用空き家	約433万戸
うち新耐震基準制定以降に建設された住宅	約280万戸

(資料出所) 総務省「平成30年住宅・土地統計調査」
※新耐震基準制定以降に建設された住宅戸数は「住宅・土地統計調査」及び国土交通省「空き家所有者実態調査」より国土交通省が推計したもの。2

生活困窮者自立支援制度の体系（令和7年度～）

R7年度予算案：760億円の内数
+ R6年度補正予算：80億円の内数



★ 自立相談支援事業

- 全国907自治体で1,381機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

◆ 支援会議

- 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

住まいの確保の
支援が必要

緊急に衣食住の
確保が必要

住まいに課題があり
地域社会からも孤立

就労に向けた
手厚い支援が必要

家計の見直しが必要

子どもに対する
支援が必要

★ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用や家計改善のための転居費用を給付

◆ 居住支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

◆ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

◆ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

□ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

改正生活困窮者自立支援法等のポイント①

居住支援の強化

- 単身高齢者等で賃貸住宅の契約が難しいといった課題を抱えた生活困窮者への居住支援を強化するため、自立相談支援事業の機能として法律上に、「居住の支援」と明記し、**自立相談支援事業で住まい・入居後の生活支援の相談に対応することを明確化**。あわせて、生活困窮者自立支援制度の各事業を行うにあたり、居住支援法人との連携を努力義務化。
- 賃貸住宅に入れない高齢者等も想定した居住支援の強化が求められる中、地域居住支援事業の役割がますます重要となることから、**一時生活支援事業について、「一時的な居所の確保の支援」と「地域で安定的に居住を継続していくための支援」の両輪で進めていくべきものであることを明確化するため、その名称を居住支援事業に改称。同事業に含まれるシェルター事業・地域居住支援事業について、地域の実情に応じて必要と認める事業の実施を努力義務化**。
- 家賃が低廉な住宅への転居により家計の改善を図るとともに、安定した住まいの確保を実現するため、**住居確保給付金を拡充し、家賃の低廉な住宅への転居のための費用を補助**。

支援会議の設置

- 深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする者の早期把握や、必要な支援へのつながりを可能とするほか、幅広い関係機関や専門家が支援の方針について議論することで、支援の質の向上につなげるため、**支援会議について、全ての自治体での設置を目指し、その設置を自治体の努力義務化**。
- あわせて、**類似の他法に基づく会議体**（生活保護法に基づく調整会議、社会福祉法に基づく支援会議）**との相互連携の努力義務化**。

改正生活困窮者自立支援法等のポイント②

就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上等

- 就労準備支援事業、家計改善支援事業の全国的な実施を強化する観点から、家計改善支援事業についての国庫補助率を引上げ（原則 2 分の 1 → 3 分の 2）。自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の3事業を一体的に行う体制を確保し、効果的・効率的に実施することを原則化。

被保護者が生活困窮者向けの就労準備支援事業等を利用できる一体実施の仕組みの創設

- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度について、両制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保するため、生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業について、新たに「特定被保護者」を事業の対象とし、生活困窮者と同様に支援を行う仕組みを創設。

生活保護世帯の高卒就職者等への新生活立ち上げ費用の支給

- 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、生活基盤の確立に向けた自立支援を図るため、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給する仕組み（卒業後職業訓練の受講を経て就職する場合を含む。）を創設。

- 参考資料

住まいの相談に対応できる体制の整備の全体像

住まいの総合相談窓口

市町村・都道府県

- 自立相談支援機関に設置、または、既存の制度（重層事業、居住支援法人、居住支援協議会等）を活用

※ 自立相談支援機関の支援員の加算創設【令和7年度予算案】

- 主に4つの機能を想定

- ① 住まいの相談対応、課題の把握・分析、支援方針の検討、必要な支援・連携先へのつなぎ、支援状況の確認等【相談支援】
- ② 大家、不動産仲介業者、居住支援法人等からの相談対応
- ③ 福祉事務所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等からの相談対応
- ④ 物件・支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握等

丸投げではない

後方支援・連携

居住支援協議会

- 住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
- 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

<活動例>

- ・ 会議での情報交換、地域の支援体制の検討
- ・ 不動産・福祉関係団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・ 住宅相談・物件の紹介等の事業の実施
- ・ 家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介

入居前

- ・ 住まい不安定（ネットカフェ、知人宅、寮付き就労等）、ホームレス、家賃が払えない
- ・ 高齢等の理由により、家探しが困難
- ・ 大家に賃貸借契約の締結・更新を断られた
- ・ 保証人がいない

入居中

- ・ 日常の安否確認・見守りや、必要に応じた福祉サービス等へのつなぎが必要
- ・ 高齢等の理由により定期的な見守りや支援が必要、地域で孤立している

退居時

- ・ 残置物の処理が困難

【支援策】

- ✓ シェルター事業（生活困窮者）：一時的な住まいを確保し、就労支援を行って、賃貸住宅での生活を支援
- ✓ 地域居住支援事業（生活困窮者、被保護者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り・社会参加の支援
- ✓ 地域支援事業（高齢者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り支援
- ✓ 救護施設、日常生活支援住居施設等（被保護者）：住まいと生活の支援
- ✓ 居住支援法人等：入居支援や保証人機能の確保、日常の安否確認・見守り等の必要なサービスの実施
- ✓ セーフティネット登録住宅：低額所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を断らない住宅
- ✓ 居住サポート住宅：日常的な安否確認・見守り、生活・心身の状況が不安定化した時の福祉サービスへのつなぎを行う住宅

住まいの相談に対応できる体制の整備 自立相談支援事業における居住支援の強化

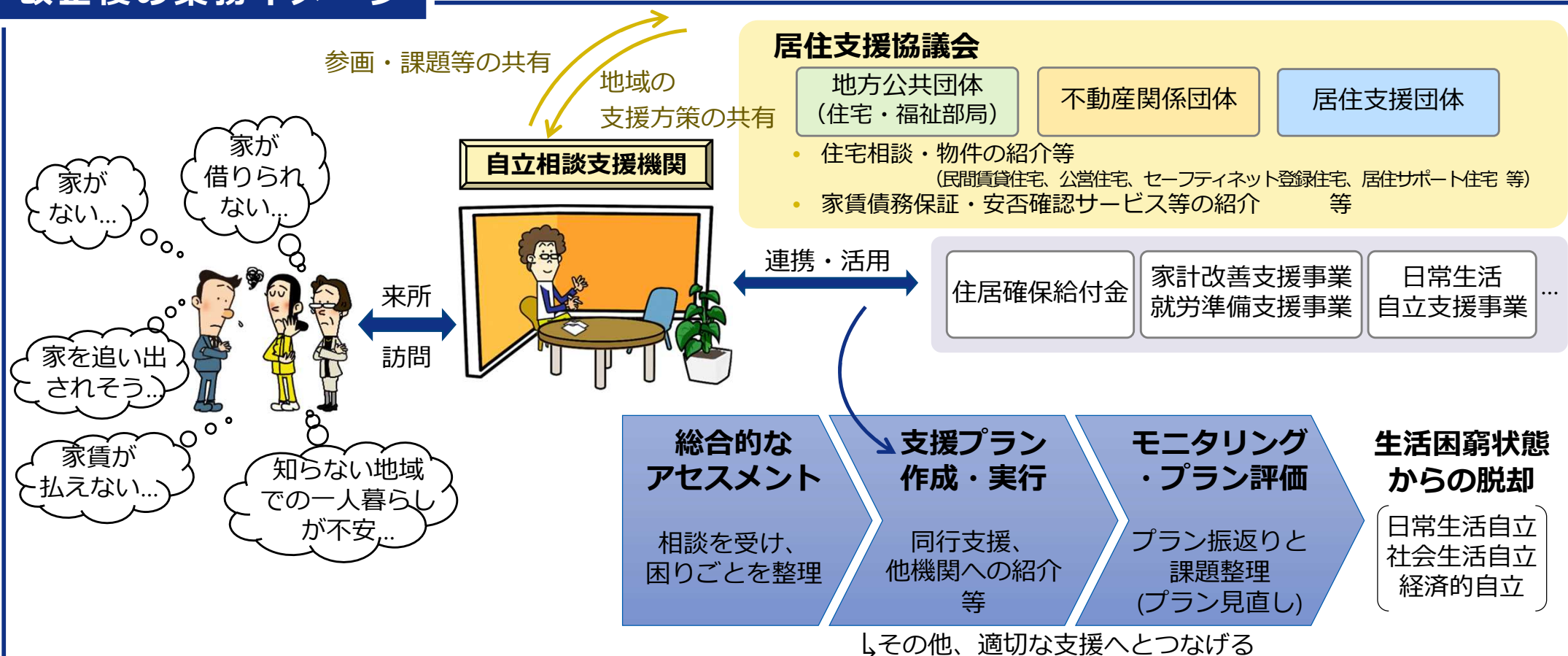
必須事業

改正の趣旨

令和7年4月1日施行

- 法律上の定義に「居住の支援」と明記し、自立相談支援事業で住まい・入居後の生活支援の相談に対応することを明確化。

改正後の業務イメージ



※ 住まいの総合相談窓口の機能を自立相談支援機関以外の機関が担う場合であっても、自立相談支援機関において住まいに関する相談があった場合には応じるとともに、地域において効果的な支援が行われるよう、支援のノウハウや課題等を総合相談窓口の機能を担う機関と共有することが望ましい。

自立相談支援機関での属性を問わない住まい相談（イメージ）

住まいに関わる
課題がある
幅広い対象者



来所
訪問

住まいの相談窓口



相談の中で課題を把握・分析

自立相談支援事業

【体制例】

主任相談支援員、相談支援員、
就労支援員、**住まい相談支援員**※
※加算は自立相談支援機関に配置し
た場合を想定

参画・課題等の共有

地域の支援方策の共有

連携・活用



不動産業者への同行等の入居支援
入居後の見守りや生活支援

地域居住支援事業

連携して対応
(情報共有・助言、役割分担等)

個別支援に活用可能な方策を可視化
地域づくりや住宅ストックの確保

居住支援協議会

- 住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
- 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

<活動例>

- ・ 会議での情報交換、地域の支援体制の検討
- ・ 不動産・福祉関係団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・ 住宅相談・物件の紹介等の事業の実施
- ・ 家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介

総合的な
アセスメント

相談を受け、
困りごとを整理

・ 生活困窮者自立支援制度
の利用が必要^注

生活困窮の支援プランを作成し、
必要な支援等を実施
(地域居住支援事業の利用等)

・ 生活保護の利用が必要
・ 生活保護を受給中

福祉事務所と連携
(生活困窮者向けと被保護者向けの
地域居住支援事業の一体実施等)

・ 経済的な困窮はないが、
独力での課題解決は困難

居住支援法人等の地域の社会資源と連携

・ 不動産業者等への相談に
より独力で課題解決可能

情報提供のみで終了

丸投げ
ではない

福祉事務所

地域包括支援
センター

基幹相談支援
センター

等

注) 住まいの総合相談窓口から
つながる場合を含む

住まい相談支援員に係る体制等について（案）

※現時点の案であり、今後、変更等がありえる。

自立相談支援機関の人員体制

- 現行、自立相談支援機関には、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種を配置することを基本としているところ。今般の法改正を踏まえ、3職種に加えて、住まいの課題に対応する住まい相談支援員を配置することが望ましい。
- 自治体の人口規模、人員等の状況により、他の支援員と兼務するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うことも可能とする。

住まい相談支援員の要件

- 住まい相談支援員に係る要件については、主任相談支援員等と同様、当分の間、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。
受講する研修は「相談支援員養成研修（初任者研修）」及び「一時生活支援事業従事者養成研修（7年度以降は居住支援事業従事者養成研修）」とする。

その他

- 住まいに関する相談に対して統一的に対応できるよう、アセスメントシート等、必要な帳票類を見直しする予定。（詳細については検討中）
- 自立相談支援事業を委託で行う場合、住まい相談支援員について、受託事業者が別の事業者に再委託することも可能とする。

住まい相談支援員の役割について（案）

- 相談支援員の業務のうち、特に住まいの課題（住居確保給付金を活用した転居支援を含む。）に関する以下の業務を担当することが考えられる。※現時点の案であり、今後更に検討。

職種	主な役割
住まい相談支援員	○住まいの課題を中心とした相談支援 ・アセスメント、プランの作成、支援調整会議の開催等一連の相談支援プロセスの実施、記録の管理、訪問支援（アウトリーチ） ○個別的・継続的・包括的な支援の実施 ○住宅関係機関（大家、不動産事業者、居住支援法人、居住支援協議会事務局等）からの相談対応 ○福祉関係機関（福祉事務所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等）からの相談対応 ○物件・支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握 等 ・居住支援協議会、居住支援法人等と連携し、生活困窮者等の入居に積極的な家主や不動産業者の開拓及びネットワークの構築、セーフティネット住宅や連帯保証人が不要である住宅など、入居しやすい住宅（公営住宅、空き家、他施設等の有効活用を含む。）のリスト化など
（参考） 居住支援員 【地域居住支援事業】	自立相談支援機関において策定されたプランをもとに ○入居にあたっての支援 ・（住まい相談支援員からの情報をもとに）不動産業者等への同行、物件や家賃債務保証業者のあっせん依頼、家主等との入居契約等の手続きに係る支援 ○居住を継続するための支援 ・戸別訪問等による見守りや生活支援 ○互助の関係づくり ・近隣住民との交流の場づくりなど、地域とのつながりの構築支援 ※地域全体で交流の場づくりが必要な場合は自立相談支援機関において対応 ※地域づくり関連業務（地域への働きかけ）は基本的に自立相談支援機関の役割として想定しているが、居住支援員も居住支援協議会に参画するなど、住宅関係団体と関係性を構築しておくことが望ましい。

自立相談支援機関／重層的支援体制整備事業での居住支援（イメージ）

既存の相談支援機関

住まいの相談窓口

自立相談支援機関



自立相談支援機関と連携して対応（情報共有・助言、役割分担等）

福祉事務所

地域包括支援センター

基幹相談支援センター etc...

自立相談支援機関単独での対応が可能な場合

総合的なアセスメントを実施（相談を受け困りごとを整理）

支援対象者が置かれている状況	想定される対応例
● 生活困窮者自立支援制度の利用が必要	生活困窮の支援プランを作成し、必要な支援等を実施（地域居住支援事業の利用等）
● 生活保護の利用が必要 ● 生活保護を受給中	福祉事務所と連携（生活困窮者向けと被保護者向けの事業の一体実施等）
● 経済的な困窮はないが、独力で課題解決は困難	居住支援法人等の地域の社会資源と連携
● 不動産業者等への相談により独力で課題解決可能	情報提供のみで終了

連携

後方支援

地域居住支援事業

不動産業者への同行等の入居支援
入居後の見守りや生活支援

居住支援協議会

福祉部局・住宅部局・不動産関係団体・居住支援団体等が連携し、
・ 個別支援に活用可能な方策を可視化
・ 地域づくりや住宅ストックの確保

世帯全体の課題が住まいや困窮だけではなく、複合化・複雑化しているケースで、自立相談支援機関単独での対応が難しい場合

<改正社会福祉法第106条の4第4項>

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たって、居住支援協議会などの居住の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、居住の安定確保のための支援を行うように努める

多機関
協働事業

- 自立相談支援機関が行ったアセスメントをもとに、重層的支援会議を開催し、世帯の課題やニーズに応じて支援すべき機関との役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成。
- 支援関係者がチーム一体となり、プランに基づく支援が円滑に進むよう、必要な支援を実施。

入居支援や入居後支援が必要であるが、既存の社会資源では対応が難しい場合（★）

参加支援事業
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- 入居支援や入居後の見守り支援、利用者の地域の社会資源・支援メニューとのマッチング（社会参加に向けた支援）、本人とのつながりの形成に向けた支援等を行う。

（★）狭間のニーズを抱える者（ひきこもり、就職困難者、障害グレーゾーン等）であって、居住の安定を図る必要性が高い者が世帯内にいる場合を想定。

<改正社会福祉法第106条の6第5項>

参加支援事業において、社会参加のために必要な便宜の提供として「現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助」を行うことが明記

既存の社会資源で対応可能な場合

（住宅セーフティネット法）居住支援協議会設置の努力義務化

令和7年10月1日施行（予定）

改正の趣旨

- 居住支援協議会について、全ての自治体で設置されることを目指し、その設置を自治体の努力義務とする。
（R6.12末時点：146協議会（全都道府県、108市区町村））
- 住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行うものを構成員とすることを明確化。

改正後の業務イメージ

- それぞれの市区町村で居住支援協議会を設置し、生活困窮者自立支援制度担当をはじめとする福祉部局も参画。
（自立相談支援機関や地域居住支援事業者も参画することが望ましい。）

主な活動内容

- 会議での協議、情報交換
- 不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- 住宅相談事業、物件の紹介
- 家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介

等



構成員の例：

- 住宅部局、福祉部局（生活困窮者自立支援、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉担当等）
- 住宅・不動産関係団体※、居住支援法人、福祉支援団体、サービス事業者
- 士業団体（建築士会、弁護士会、社会福祉士会、土地家屋調査士会等）
- 家賃債務保証会社、消費者団体、大学 等

※ 全国宅地建物取引協会、全日本不動産協会、
日本賃貸住宅管理協会、全国賃貸住宅経営者協会、
住宅供給公社、都市再生機構（UR）
等の都道府県組織・支部など

住まいの相談に対応できる体制の整備 一時生活支援事業の強化

【実績】

- ・ シェルター：378自治体(42%)(R6)
- ・ 地域居住支援：71自治体(R6)

令和7年4月1日施行等

改正の趣旨・効果

- ・ ホームレスだけでなく、賃貸住宅に入れない高齢者等も想定した居住支援の強化が求められる中、地域居住支援事業の役割がますます重要となることから、一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称。
- ・ 居住支援事業に含まれるシェルター事業・地域居住支援事業について、地域の実情に応じて必要と認める事業の実施を努力義務化。
 - ✓ 本事業が「一時的な居所の確保の支援」と「地域で安定的に居住を継続していくための支援」の両輪で進めていくべきものであることを明確化。
 - ✓ 「住まい不安定」「ホームレス」といった課題を抱える生活困窮者への支援を充実し、本人の自立はもとより、地域の活性化や孤独死の防止を図る。

改正後の業務イメージ

- 自立相談支援機関及び関係機関等と連携して、地域のニーズ等を把握し、広域実施も含め事業実施を検討。
 - ✓ 例えば、ホームレスが多い都市部などの地域では、シェルター事業と地域居住支援事業の両方を実施。
一方、ホームレスが少ない地域では、一人暮らしに不安を抱える生活困窮者や持ち家のない単身高齢者への居住支援のため、地域居住支援事業を優先的に実施。

(現行)

一時生活支援事業（任意事業）

シェルター事業
〈当面の日常生活支援〉

地域居住支援事業

- ・ 入居支援
 - ・ 見守り支援（※）
 - ・ 環境整備
- （※）期間は最長1年

(改正後)

居住支援事業 （必要な支援の実施を努力義務化）

シェルター事業
〈当面の日常生活支援〉

地域居住支援事業

- ・ 入居支援
 - ・ 見守り支援（※）
 - ・ 環境整備
- （※）期間の柔軟化（延長も可とする）

住まいの相談に対応できる体制の整備 居住支援法人との連携の努力義務の明確化

努力義務

【指定状況】

・967法人（R6.12末時点）

改正の趣旨・効果

令和7年4月1日施行

- 地域において、より効果的に住まいに関する支援を行うため、自治体は、生活困窮者自立支援制度の各事業を行うにあたって、居住支援法人との連携を図るように努めるものとする。
- ✓ 賃貸や居住に関する専門知識を有する支援関係機関との連携により、住まい支援の強化を図ることができる。

改正後の業務イメージ

- 居住支援法人は、住宅確保要配慮者の居住支援の担い手として都道府県が指定
(法人の立上げやその活動に対する国土交通省の補助あり)

居住支援法人に指定される法人

- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社（不動産事業者等）

居住支援法人が行う業務

- ・セーフティネット住宅の入居者への家賃債務保証
- ・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ・大家に対する必要な情報提供
- ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
※居住サポート住宅で見守り・安否確認サービスを行う場合もある
- ・住宅確保要配慮者からの委託に基づき、死亡時の賃貸借契約の解除、残置物処理等を行うこと

考えられる連携の例

居住支援
を依頼

支援依頼したケース
の支援調整会議への
参加を依頼

支援会議の構成員
として参画を依頼

自立相談支援機関の
住まい相談に関する
(再) 委託先に

地域居住支援事業
の委託先に

- 居住支援法人による居住支援（入居中の支援等）は、高齢者、生活困窮者、障害者等の福祉サービスとの関連性が高いことから、都道府県による居住支援法人の指定審査・監督業務については、新たに福祉部局も担う。

【令和7年10月1日施行（予定）】

家賃の低廉な住宅への転居支援の創設

（住居確保給付金）家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助の創設

改正の趣旨

令和7年4月1日施行

- 住居確保給付金を拡充し、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用を補助

改正後の業務イメージ

※現時点の案であり、今後、変更等がありえる。

<対象者>

- 収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減する必要がある生活困窮者であって、支給要件（現行の家賃補助と同じ収入・資産要件を設ける予定）を満たす者
 - ※ 例：配偶者と死別し世帯の年金収入が減少した高齢者、疾病等で離職し就労収入を増やすことが難しい者 等
 - ※ 現在より家賃の低い物件に転居する場合のほか、家賃負担が多少上がっても、通院先への交通費負担が軽減される場合や、持ち家を修繕する負担が大きい場合等、家計全体の改善に資する転居を支援
 - ※ 求職活動要件は「なし」とする予定

【参考】現行の家賃補助の収入・資産要件

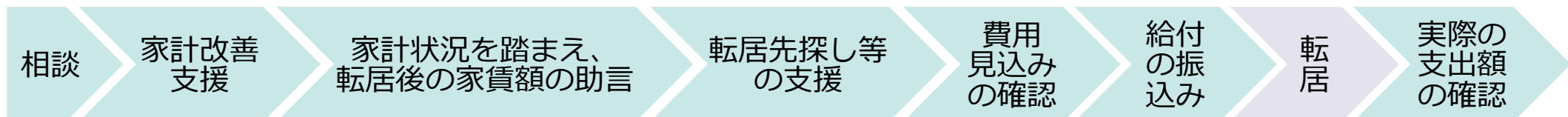
収入要件：市町村民税均等割非課税の水準＋家賃額

資産要件：市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額

<支給額> 新たな住居の確保に要する費用（転居先の自治体における住宅扶助額に基づく額の3倍の額（これによりがたい場合は別に厚生労働大臣が定める額）を上限とする。）ただし、実費が支給額を下回る場合は実費相当。

<対象経費> 転居先への家財の運搬費用、転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、保証料、保険料）

<支援の流れのイメージ> ※自治体をまたぐ転居の場合は、転居元の自治体が給付金を支給し、転居先の自治体に情報を引き継ぐ



※転居先の大家、引越し運送事業者等に対し、転居先の住宅の状況や当該住宅の確保に関する事項について報告を求めることができる

住居確保給付金（転居費用分）の支給要件等（案）

【支給要件】 次の①～⑧のいずれにも該当する生活困窮者とする。

①	個人と同一の世帯に属していた者の死亡、当該個人又は同一の世帯に属する者の離職、休業等により収入が著しく減少（※）し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること ※「著しく減少」については、収入減少前は、その時点の収入や貯蓄等によって継続的に生計の維持が可能であったが、収入等の減少によって、食費や公共料金などの日常生活に必要な費用の捻出が困難になり、その状態が継続することで生計の維持が困難となる程度に収入が減少した場合を想定（一律の数値的な基準は設けない）。
②	申請日の属する月において、収入が著しく減少した月から2年以内であること
③	申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること（現行並び）
④	申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額（市町村民税が課税されていない者の収入額（各自治体が条例で定める市町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額。1,000円未満切り捨て。）に1/12を乗じて得た額（1,000円未満切り上げ）とする）に申請者の転居前の家賃額（※）を合算した額（収入基準額）以下であること〔収入要件〕（現行並び） ※「転居前の家賃額」について、転居前の住居が持家である場合や住居を持たない場合については、その居住の維持または確保に要する費用の額（固定資産税、火災保険等の当該住居の維持にかかる費用や、ネットカフェ利用料等の寝泊まりする場所の確保に要する費用）とすることとする。
⑤	申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること〔資産要件〕（現行と同じ）
⑥	生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、より家賃が低額な物件等の新たな住居へ転居し支出を削減する又は転居に伴い家賃が上がる（持ち家からの転居を含む。）が家賃負担を含めた家計全体の支出が改善されるなど、転居することが自立を促進するために必要であるが、そのための費用の捻出が困難であると認められること
⑦	自治体等が法令又は条例等に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと（現行と同じ）
⑧	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと（現行と同じ）

※なお、現に家賃分の支給を受けている者が転居費用分の支給を受ける場合は、別途①～⑧に該当することを必要とすることとする。

その際、家賃分の支給期間については転居の前後を通算して3か月とする。